

港湾審議会第 141 回計画部会資料

根室港港湾計画書

— 改 訂 —

平成 4 年 6 月

根室港港湾管理者

本計画書は、昭和 54 年 8 月港湾審議会第
87 回計画部会の議を経た根室港の港湾計画
を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共ふ頭計画	5
2	旅客船ふ頭計画	7
3	危険物取扱施設計画	7
4	泊地計画	8
5	外郭施設計画	9
6	小型船だまり計画	10
7	マリーナ計画	10
8	臨港交通施設計画	11
IV	港湾の環境の整備及び保全	13
1	港湾環境整備施設計画	13
V	土地造成及び土地利用計画	14
VI	その他	16
1	大規模地震対策施設計画	16

I 港湾計画の方針

根室港は、北海道最東端の地、納沙布岬を有する根室半島の基部に位置し、オホーツク海側の根室港区と太平洋側の花咲港区からなる。

本港は、北方海域を対象とする漁業基地及び根室地域の振興に伴う物流の拠点として重要な役割を果たしてきており、昭和53年に重要港湾の指定を受けた。

以来、着実に港湾の整備が進められ、現在の港湾取扱貨物量は、平成2年において、外貿2万トン、内貿93万トン、合計94万トンに達している。

本港の背後圏である根室地域は、水産業や酪農業等の一次産業及び関連する加工業を中心とした産業の振興、さらに、近年では、国内はもとより北方圏諸国との文化・経済交流などの深い結び付きにより、ますます発展することが期待されている。このため、本港には、根室地域における流通拠点としての機能の一層の充実と産業基盤の拡充により、背後地域の活性化に先導的役割を果たすことが要請されている。

また、海とふれあう空間の創造、安全かつ健全な海洋性レクリエーション需要の増大に対応し、人々が港や海に親しむための賑わいと潤いのある良質な港湾空間の形成が求められている。

このような情勢に対処するため、以下の方針のもとに、おおむね平成 15 年を目標年次として港湾計画を改訂するものである。

- 1) 根室地域を背後圏とする流通拠点として、道東圏港湾との機能分担を図りつつ、花咲港区の東地区において、外貿・内貿物流機能を強化する。
- 2) 港湾における快適な港湾環境の創造を図るとともに、親しまれる港づくりを推進するため、根室港区南地区において、マリーナを核とした交流・レクリエーション基地を整備する。
- 3) クルージング需要の増大及び北方圏交流の推進に対処するとともに、旅客輸送の利便性の向上を図るため、花咲港区西地区及び根室港区南地区において、旅客船ふ頭を整備する。
- 4) 漁船の係留施設の不足を解消するため、根室港区北地区及び花咲港区西地区において大型漁船に対応した係留施設、根室港区南地区において小型船だまりを整備する。
- 5) 港湾と背後地域との円滑な連絡を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。
- 6) 港湾における諸活動の安全を確保するため根室港

区、花咲港区において、外郭施設を整備する。

7) 大規模地震災害に対処するため、花咲港区西地区において、緊急避難及び緊急物資輸送のための耐震性の高い港湾施設を整備する。

8) 効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、陸域 100 ha と水域 1,000 ha からなる港湾空間を以下のように利用する。

① 根室港区南地区西部の区域は、小型旅客船ふ頭、マリーナからなる親水機能を有する交流拠点・レクリエーションゾーンとする。

② 根室港区南地区東部及び北地区並びに花咲港区中央地区及び西地区北部は、水産関連ゾーンとする。

③ 花咲港区東地区は、物流関連ゾーンとする。

④ 花咲港区西地区南部は、大型旅客船ふ頭を中心とした交流拠点ゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	30 万トン
	内 貿	190 万トン
	合 計	220 万トン
入 港 最 大 標 準 船 型		3 万 G/T 級
港湾利用者数	旅 客 施 設 利 用 者	10 万人
	緑地・マリーナ利用者	20 万人

III 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共ふ頭計画

1-1 根室港区北地区

漁船の係留施設等の不足に対処するため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

岸 壁 水深 5.5 m 延長 120 m

船 揚 場 延長 50 m

ふ頭用地 1 ha (荷捌施設用地)

1-2 根室港区南地区

既定計画を削除する。

既定計画

物 揚 場 水深 1.5～3 m 延長 280 m

船 揚 場 延長 20 m

ふ頭用地 2 ha (荷捌施設用地)

1－3 花咲港区東地区

水産品の外貿・内貿貨物、特殊品等の内貿貨物を取扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

5,000D/W級 水深7.5m 岸壁1バース 延長130m

ふ頭用地 3ha（荷捌施設用地）

（既定計画
5,000D/W級 水深7.5m 岸壁1バース 延長130m
ふ頭用地 3ha（荷捌施設用地）

1－4 花咲港区西地区

漁船の係留施設等の不足に対処するため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

岸 壁 水深 5.5～6m 延長 620m

ふ頭用地 2ha（荷捌施設用地）

（既定計画
15,000 D/W級 水深 10m 岸壁1バース 延長185m
5,000 D/W級 水深 7.5m 岸壁1バース 延長130m
ふ頭用地 12ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

2 旅客船ふ頭計画

交流拠点の整備として、国外・国内の旅客船等を利用する大型旅客船ふ頭及び小型旅客船ふ頭を次のとおり計画する。

2-1 根室港区南地区

3,000 G/T級 水深 5 m 岸壁 1 バース 延長120m
(公共)
ふ頭用地 1 ha (旅客施設用地)

2-2 花咲港区西地区

30,000 G/T級 水深 10 m 岸壁 1 バース 延長280m
(公共)
ふ頭用地 3 ha (旅客施設用地)

3 危険物取扱施設計画

花咲港区東地区

石油類等の外貿・内貿貨物を取扱うため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

5,000 D/W級 水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長130m
(公共)

なお、これに伴い、既設のドルフィン2バースを撤去する。

4 泊地計画

係留施設の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

4-1 根室港区

南地区 水深 5 m 面積 4 ha

北地区 水深 5.5 m 面積 1 ha

(既定計画
 南地区 水深 3 m 面積 2 ha)

4-2 花咲港区

東地区 水深 7.5 m 面積 4 ha

西地区 水深 10 m 面積 18 ha

 水深 6 m 面積 2 ha

 水深 5.5 m 面積 1 ha

(既定計画
 東地区 水深 7.5 m 面積 3 ha
 西地区 水深 10 m 面積 14 ha
 水深 7.5 m 面積 1 ha)

5 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

5-1 根室港区

南地区	南外防波堤	延長 850 m
	南副防波堤	延長 170 m
北地区	島防波堤	延長 350 m
	北副防波堤	延長 200 m

既定計画		
南地区	南外防波堤	延長 250 m
	海岸町防波堤	延長 20 m

5-2 花咲港区

東外防波堤 延長 1,500 m (うち 760 m 完了)

西外防波堤 延長 1,200 m (うち 200 m 完了)

なお、港内の船舶航行の安全を図るため、南防波堤 110 m を撤去する。

既定計画		
東外防波堤	延長 1,500 m	
	西外防波堤	延長 1,200 m

6 小型船だまり計画

漁船の係留施設等の不足に対処するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

根室港区南地区（第3小型船だまり）

泊地 水深 3 m 面積 1 ha

防波堤 延長 150 m

物揚場 水深 3 m 延長 430 m

船揚場 延長 50 m

ふ頭用地 3 ha

7 マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要の増大に対処するため、マリーナを次のとおり計画する。

根室港区南地区

泊地 水深 3 m 面積 1 ha

防波堤 延長 145 m

小型さん橋 1 基

物揚場 水深 3 m 延長 75 m

船揚場 延長 30 m

レクリエーション施設用地 3 ha

8 臨港交通施設計画

港湾内における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域との円滑な連絡を図るため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

8-1 根室港区

臨港道路弥生町ふ頭線 起点 弥生町緑地
終点 臨港道路本町ふ頭線
2車線

臨港道路弥生町ふ頭1号線 起点 第3小型船だまり
終点 道道根室半島線 2車線

臨港道路弥生町ふ頭2号線 起点 旅客船ふ頭
終点 道道根室半島線 2車線

臨港道路本町ふ頭線 起点 本町ふ頭
終点 道道根室半島線 2車線

臨港道路琴平町ふ頭線 起点 北地区第2ふ頭
終点 道道根室半島線 2車線

既定計画

臨港道路本町ふ頭線 起点 本町ふ頭
終点 道道根室半島線 2車線

8 - 2 花咲港区

臨港道路西ふ頭線 起点 西ふ頭

終点 臨港道路花咲港海岸通線

2 車線

既定計画

臨港道路西ふ頭線 起点 西ふ頭

終点 臨港道路花咲港海岸通線

2 車線

臨港道路道道連絡線 起点 臨港道路花咲港海岸通線

終点 道道落石根室線 2 車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾の環境の整備及び保全を以下のとおり計画する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

1-1 根室港区

南地区 緑地 5 ha

1-2 花咲港区

東地区 緑地 3 ha

西地区 緑地 3 ha

既定計画

花咲港区

東地区 緑地 1 ha

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、あわせて効率性、安全性、快適性の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

港区名	地区名	用 途 ふ 頭 地	港湾関 連用地	交流拠 点用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑 地	レクリエ ーション 施設用地	合 計
根 室	南 地 区	(4) 10	12	(1) 1	(1) 3		(4) 5	(3) 3	(13) 32
	北 地 区	(1) 5	3		1				(1) 8
	小 計	(5) 14	15	(1) 1	(1) 3		(4) 5	(3) 3	(14) 40
花 咲	東 地 区	(3) 7	1		1	(2) 3	(1) 3		(5) 14
	西 地 区	(5) 5	(1) 1	(5) 5	(2) 2		(3) 3		(16) 16
	中央地区	24	23		5				51
	小 計	(7) 36	(1) 25	(5) 5	(2) 7	(2) 3	(4) 6		(21) 81
合 計		(12) 50	(1) 40	(7) 7	(3) 10	(2) 3	(8) 10	(3) 3	(35) 122

注1. () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位：ha)

港区名	地区名	用 途 ふ 頭 地	港湾関 連用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑 地	合 計
根 室	南 地 区	(2) 8	12	(1) 1			(2) 21
	北 地 区	3	3				7
	小 計	(2) 12	16	(1) 1			(2) 28
花 咲	東 地 区	(7) 8	1	(1) 1	(2) 3	(1) 1	(10) 13
	西 地 区	(11) 12		(1) 2			(12) 14
	中央地区	(14) 24	24	(1) 4			(14) 51
	小 計	(32) 43	25	(2) 8	(2) 3	(1) 1	(36) 79
合 計		(33) 55	41	(2) 8	(2) 3	(1) 1	(38) 107

注 1. () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注 2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注 3. 本表は、現在の土地利用計画の表記方法に沿って作成したものである。